

令和5年第7回定例会

議案等参考資料

おひらせ第 196 号
令和 5 年 5 月 31 日

おひらせ町教育委員会
教育長 松林 義一 様

おひらせ町長 成田 隆



おひらせ町表彰審査委員会委員の推薦について (依頼)

町政運営につきまして、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、町では、町政の振興発展に寄与された方々を表彰する「おひらせ町表彰式」を実施するにあたり、表彰制度等を審議するため、各分野の団体等で構成する標記委員会を設置しており、貴会へも構成員の推薦にご協力いただいております。
つきましては、この度の下記委員の異動にともない、新たな構成委員として貴会からご推薦をお願いいたしたく、下記によりご回答くださるようお願い申し上げます。

記

1. 町表彰審査委員会概要
別紙参照

2. 異動した委員の氏名
木村 啓一

3. 推薦依頼人数
1名

4. 回答方法及び回答期限
別紙「推薦書」を、令和5年6月30日(金)までに下記担当宛にご提出いただくようお願いいたします(持参、郵送、FAX)。
不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

5. その他
推薦していただいた方へ、後日「委員就任承諾書」等必要書類を送付いたします。



《担当の問い合わせ先》

039-2192 おひらせ町中下田 135-2

おひらせ町 総務課 主事 佐藤 葵

電話: 0178-56-2166 FAX: 0178-56-4364

おいらせ町表彰審査会概要

1 町表彰審査会とは

町政の振興発展に寄与した方や衆人の模範となる行為があった方を表彰するにあたり、表彰基準に基づき内申された被表彰候補者の審査する委員会です。
町表彰審査会で決定した受賞者を対象に、下記のとおり表彰授与式を行います。

◇令和5年度の町表彰授与式予定◇

- ①日 時 令和6年3月1日(金)午後
②場 所 みなくる館
③その他 町表彰審査会委員の皆様にもご案内いたします。

2 委員資格

- (1) 町内に住所または勤務先を有する満十八歳以上で、町政に関心がある人
(2) 平日の会議に出席できる人
(3) 禁固刑以上の刑の執行が終わってない人、成年被後見人、町税などの滞納者のいずれにも該当しない人。

3 任期

委嘱の日から2年

※今回の委嘱につきましては、前委員の残任期間となります。

4 会議開催内容

- (1) 会議回数 年1回、1回2時間程度
※今年度の審査会は、12月中旬の開催を予定しています。詳細が決まりましたら、別途通知いたします。
- (2) 報 酬 日額5,300円

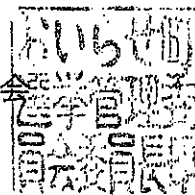
5 今後の日程

6月30日	委員推薦期限
7月上旬	推薦された方へ委員就任承諾書等必要書類の送付
12月上旬	町表彰審査会の開催通知
12月中旬	町表彰審査会の実施
2月	町表彰授与式のご案内
3月1日	町表彰授与式開催

お選管第92号
令和5年7月5日

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一様

おいらせ町選挙管理委員会
委員長 田中直喜



おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の委嘱について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より選挙執行に対しましては、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、貴委員会からご推薦を受け委員の委嘱をしておりました木村啓一氏の退任により、後任の委員を委嘱したいと思いますので、同封した提出書類に記入・押印のうえ、提出期限までにご返送くださるようお願い申し上げます。

記

- | | |
|---------|-------------------|
| 1. 委嘱期間 | 委嘱日から後任の委員が就任するまで |
| 2. 報酬 | 1回当たり5,300円 |
| 3. 提出書類 | 承諾書、口座振込申出書 |
| 4. 提出期限 | 令和5年7月28日（金） |

担当 おいらせ町選挙管理委員会
事務局 書記 柏崎雄一
電話 0178-56-2166

(名称)

第1条 この協議会は、おいらせ町明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、民主政治の健全なる発展を図るため、選挙の公明化運動を活発にし、選挙人の自由意思によって、関係機関と連携協力して明るい選挙を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙に関する調査、研究、企画に関すること。
- (2) 選挙運動に関する啓発宣伝に関すること。
- (3) 選挙運動に関する資料の収集、配布に関すること。
- (4) 協議会が適当と認めた事業の実施。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、おいらせ町選挙管理委員会委員長が委嘱する。

- (1) 青年団体を代表する者
- (2) 女性団体を代表する者
- (3) 連合町内会を代表する者
- (4) 老人クラブを代表する者
- (5) 学識経験者
- (6) 中央公民館長
- (7) 公募による者 3名
- (8) おいらせ町教育委員会を代表する者
- (9) おいらせ町選挙管理委員会委員
- (10) その他協議会が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は任期満了後も後任の委員が就任するまでは、その職務を行う。

5 委員が第4条第2項に掲げる役職を退いたときは、前項の規定に関わらず委員の職を失う。

6 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。ただし、おいらせ町選挙管理委員会委員は、会長となることができない。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 協議会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、おいらせ町選挙管理委員会事務局において行う。

(謝礼)

第8条 委員への謝礼の額は、会議又は研修会に出席した場合に5,300円とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月1日告示第67号)

この告示は、告示の日から施行する。

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一 様

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一



おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会設置に伴う
委員の推薦について (ご依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より町教育運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校給食センターの調理業務について、「安全・安心」「美味しい給食」を
充実するために民間のノウハウを活用し、業務委託をしております。

このたび、令和 6 年度からの調理業務委託業者を選定するため、「おいらせ町学校
給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会」を設置し、専門的な見地から審査をす
ることになりました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、貴会から委員 1 名 (教育委員) のご推薦を
いただきたく、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 委嘱予定期間 | 委嘱日から業者 (優先交渉権者) 選定の日まで |
| 2. 会議開催回数 | 9 月から 1 1 月にかけて 3 回程度の会議を予定しております。 |
| 3. 報 酬 | 会議開催 1 回につき 5, 3 0 0 円 と旅費を支給 |
| 4. 推 薦 方 法 | 別添の「委員推薦書」を 7 月 2 8 日 (金) までに
ご返送くださいますようお願いいたします。 |

(提出先・連絡先)

おいらせ町立学校給食センター 所長 村上 清孝

〒039-2129 青森県上北郡おいらせ町中平下長根山1-20

電話 : 0178-38-5881 FAX : 0178-38-0090

kiyotaka.murakami@town.oirase.aomori.jp

おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会について

1. 概要

現在、学校給食センターの調理業務は民間委託をしており、委託契約が令和5年度で終了になるのに伴い、このたび、令和6年度から業務委託する業者について、選定することとなりました。

その委託業者として相応しい業者、「町と優先的に交渉できる権利を有する業者（優先交渉権業者）」を選定するにあたっては専門的な視点からの評価が必要なため、「おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会」を立ち上げ、各団体からご推薦いただいた委員の皆様にご検討いただきます。

2. 構成

構成は次のとおりとし、10名を予定しています。

- ・校長会…1名
- ・養護教諭…1名
- ・教育委員…1名
- ・連合PTA…2名（小・中学校）
- ・栄養教諭等…2名
- ・保健所職員…1名
- ・町の職員…2名（学務課長、財政管財課長）

3. 会議内容

●第1回会議（予定）

- ・民間委託の経緯や業者を選定するにあたっての、審査基準や評価ポイント、点数配分を決めます。（今後のスケジュールも含めて説明させていただきます）
⇒会議は事務局からの資料を進めていきます。
（会議時間は約1時間30分～2時間程度）

●第2回会議（予定）

- ・事前に委員に説明を行います。（当日の審査の流れなど）
- ・業者を呼んでプレゼンテーションを行っていただきます。（何社来るかは未定）
- ・各自評価したものを取りまとめ、事務局で集計。結果を確認し委員会で承認。
⇒業者から提供される資料は事前に配布します。
（会議時間は、参加する業者数によります）

4. 予定しているスケジュールについて

- ・9月日程未定⇒ 第1回会議
- ・9月 下旬 ⇒ 業者の募集（公告）
- ・10月下旬 ⇒ 業者からの提案取りまとめ（⇒委員への書類の発送）
- ・11月中旬 ⇒ 第2回会議（プレゼンテーション、選定業者決定）
（・11月下旬⇒ 第3回会議（予備日程）※応募業者が多数の場合等）

5. 報酬、交通費等

- ・報酬 ⇒ 5300円／1会議
- ・交通費 ⇒ 有（町の規程による）
※なお、行政職員（公務員）の委員の場合は、出張等によりご対応願います
（報酬、交通費の町からの支給はございません）

(設置)

第1条 おいらせ町における学校給食調理等業務の民間委託を実施するにあたり、委託業者を厳正かつ公正に選考するため、おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、町長に報告する。

- (1) 学校給食調理等業務委託業者選考基準(以下「選考基準」という。)の審議
- (2) 選考基準に基づく審査及び優先交渉権者の選定
- (3) その他学校給食調理等委託業者の選考に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、おいらせ町教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校長
- (2) 養護教諭
- (3) 保護者
- (4) 町教育委員
- (5) 栄養教諭・栄養士
- (6) 保健所職員
- (7) 町の職員

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱され又は任命された日から優先交渉権者が選定される日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、この委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学務課学校給食センターにおいて処理する。

(選定委員会の解散)

第10条 選定委員会は、第2条に定める任務が終了したとき、解散する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年5月29日教委告示第10号)

この要綱は、告示の日から施行する。